

〔13〕 宅地造成及び特定盛土等規制法

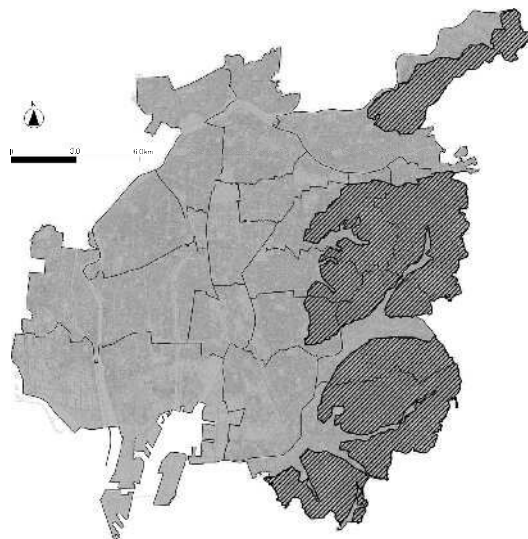
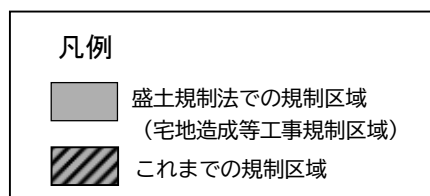
盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するため、宅地造成等規制法が改正され「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が、令和5年5月26日に施行されました。名古屋市では令和7年5月19日に市全域を宅地造成等工事規制区域として指定し、盛土規制法の運用を開始しました。

この規制区域内では一定規模以上の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）を行う場合には市長の許可を受け、技術的基準に従い宅地造成等に伴う災害を防止するための措置が必要となります。

①宅地造成等工事規制区域

令和7年5月19日より市全域が宅地造成等工事規制区域です。

なお、名古屋市には特定盛土等規制区域、造成宅地防災区域はありません。



②許可を要するもの

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

<新たに追加>

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 2m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの（①～④を除く） ※盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積
イメージ図					

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のもの

<土石の堆積（一時堆積）> <新たに追加>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの ※堆積する前後の地盤面の標高の差が30cmを超える部分の面積
イメージ図		

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 盛土規制法

検索

「名古屋市:宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)について(事業向け情報)」
(<https://www.city.nagoya.jp/jigyoku/category/39-6-3-8-4-0-0-0-0-0.html>)